

主に事業をなさっている方（申告をして納税通知書により税金を納めてる方）

6月に市町村から通知されます「平成27年度 市民税・県民税 税額決定納税 通知書(普通徴収・年金特別徴収分)」の課税明細をご確認ください。

年度		市民税・県民税課税明細										世帯番号		通知書番号		
(所得金額)		(所得控除金額)										(課税標準額)				
総合課税所得	営業等	円										総合課税所得金額				
	農業	円										分離譲渡所得金額	短期	円		
	不動産	円										株式等の譲渡所得金額	長期	円		
	配当	円										先物取引所得金額	未公開	円		
	雑(年金・その他)	円										山林所得金額	上場	円		
	総合譲渡・一時	円										所得控除合計	円			
	合計	円										円				
	分離課税所得	短期	円										(税額の内訳)		市民税	県民税
		長期	円										① 税額控除前所得割額	円	円	
		株式等の譲渡所得	円										② 調整・配当控除額等			
分離配当所得		円										③ 住宅借入金等特別税額控除額				
先物取引所得		円										④ 寄附金税額控除額				
山林所得		円										⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額				
繰越損失		円										⑥ 均等割額				
(給与支払額)		円										計①-②-③-④-⑤+⑥	⑦	⑧		
(公的年金支払額)		円										年税額(⑦+⑧)				
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額																

(税額の内訳)	市民税
① 税額控除前所得割額	円
② 調整・配当控除額等	
③ 住宅借入金等特別税額控除額	
④ 寄附金税額控除額	
⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
⑥ 均等割額	

①税額控除前所得割額（市民税）－ ※調整控除額（②調整・配当控除額の一部）＝保育料（利用者負担額）の算定基準の所得割額

※②調整・配当控除額等に含まれる調整控除額については通知書裏面の説明をご確認ください。

(注) 以下の税額控除は保育料の算定の控除対象となりません。
配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄付金税額控除、外国税額控除